

資料3（別紙2）

漂流・漂着ごみ対策関連予算 (事業詳細)

11治山対策の推進(平成29年度予算の概要)

治山事業(公共) 720億円(738億円)
うち、復興特別会計 123億円(141億円)
農山漁村地域整備交付金(公共) 1,017億円の内数(1,067億円)
次世代林業基盤づくり交付金(非公共) 70億円の内数(61億円の内数)

山地災害発生リスクの高まり

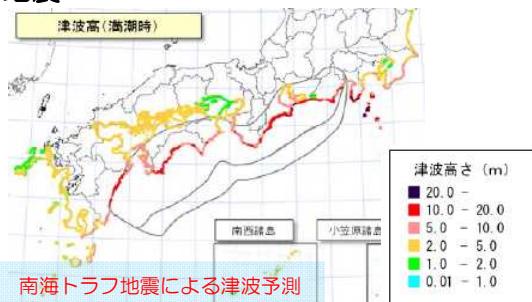
○集中豪雨



H28年 梅雨前線に伴う豪雨

- ・近年、局地化・激甚化した集中豪雨が頻発し、激甚な山地災害が発生
- ・地球温暖化により、山地災害発生リスクの上昇が予測されており、気候変動適応策としての治山対策が重要

○地震



- 南海トラフ地震による津波予測
- ・平成28年熊本地震では大規模な山腹崩壊が発生
 - ・南海トラフ地震等による広域にわたる津波と地震動も予測

○火山噴火



御嶽山火山噴火

- ・全国各地で火山が噴火するなど、火山活動が活発化

平成29年度予算の重点施策

○激甚な災害からの早期復旧



- ・激甚な災害の発生時、崩壊箇所の調査や、土石流センサーの設置等を、治山施設の整備等と一緒に実施
- ・激甚な災害に対応するための治山等激甚災害対策特別緊急事業の実施期間の延長
- ・民有林直轄治山事業等による大規模荒廃地の復旧を実施

○事前防災・減災対策の推進

<奥地水源林等の整備>



- ・荒廃森林の整備を治山施設の整備と一緒に実施
- ・下層植生が消失し、土壤が流出している保安林で「林床植生の整備」を実施

<予防治山対策の実施>



- ・山地災害危険地区等において、山地災害による被害を防止・軽減するための治山施設等を整備

○流木災害の防止



- ・施設整備と荒廃森林の整備の一体的な実施による流木災害防止対策

○先進技術等の活用の推進



- ・先進技術等の定着・普及を図り、省力化・効率化を推進

○治山施設の長寿命化対策



- ・既存施設の点検・診断や補修、機能強化などの長寿命化対策を実施

○海岸防災林の整備・保全



- ・南海トラフ地震等に備えた海岸防災林の整備・保全

漁業系廃棄物対策促進事業

【平成29年度予算概算決定額：14(18)百万円】

漁業系廃棄物のリサイクル手法の普及、実証試験及び漁業系廃棄物を固形燃料化し、ボイラーなどの燃料として活用するための技術開発等を支援。

補助対象：

検討会費、リサイクル技術現地実証費、普及コンサルティング費、研究開発費

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

交付先：

国 ⇒ 民間団体

これまでに開発した漁業系廃棄物の減容・リサイクル手法の普及を行い、現場での実証試験により、更なるコスト削減を図る。また、漁業系廃棄物の現地固形燃料化・現地消費のための技術開発を実施する。



漁業系廃棄物の運搬費
はコストの約2割



廃発泡スチロールの
減容技術開発



現場での技術普及・
実証試験



廃発泡スチロールの
固形燃料化



固形燃料を利用する
ボイラーの開発

漁業者がボイラー
の温熱を水産物の
加工などに活用す
るための技術開発・
実証試験を実施

33 漁場復旧対策支援事業

【平成29年度予算概算決定額:701(1,279)百万円】

漁場漂流・堆積物の回収処理及び堆積物の状況把握に係る海底調査を支援。また、沖合漁場における広域的な瓦礫の回収処理とともに、操業中の回収瓦礫の処理の費用等を助成。

補助対象 :

- 漁場漂流・堆積物除去事業
堆積物調査費、回収処理費、現地指導費等

- 漁場生産力回復支援事業
人件費、船舶借料、運搬処理費、回収物助成費、資材費等

補助率 : 定額、8／10

事業実施主体 : 県

交付先 :
国 → 県

○漁場漂流・堆積物除去事業及び漁場生産力回復支援事業

震災以降、漁場漂流・堆積物の回収処理等を実施しているが、瓦礫が操業中に入網し漁網が破損したり、瓦礫が漁場へ再流入し操業に支障を来たしている。



漁場への養殖施設や定置網の再設置及び通常操業が可能に

水産環境整備事業

H29年度概算決定額10,420百万円

水産資源の生産力の向上と豊かな生態系の維持・回復を目的として、**魚礁・増殖場等の漁場施設整備**並びに**底質改善や藻場・干潟の整備等水域環境保全に資する事業**を実施。水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出することで、生態系全体の生産力の底上げを目指す。

事業概要

①漁場施設の整備：

魚礁（浮魚礁含む）、増殖場（着定基質、湧昇流漁場等）、養殖場（消波施設、区画施設等）

②水域環境保全のための事業：

堆積物除去、底質改善（浚渫、耕うん、覆砂等）、作濬、藻場干潟の整備等

事業例

【漁場施設の整備】



魚礁の造成



湧昇流漁場の造成



区画施設の整備

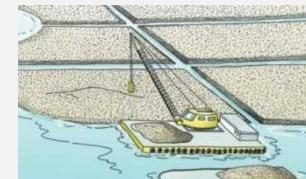
【水域環境保全のための事業】



藻場の造成



堆積物の除去



覆砂



水産生物の生活史に対応した漁場整備の推進

漂流・漂着物対策に資する経済産業省の施策

平成 29 年 6 月
経 済 产 業 省

平成 18 年 6 月に環境省が海岸管理者に対して行った漂流・漂着ゴミアンケートでは、漂流・漂着ゴミの運搬・保管や処分に苦慮しているものとして、流木や漁具類に次いで、ペットボトル、ビン・缶、ポリ容器等の容器包装も挙げられている。これらの漂流・漂着ゴミには、海外からの漂着物も含まれているが、国内で発生したものも含まれている。

このため、国内において、事業者等による容器包装廃棄物の排出抑制等を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。

1. 容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進

同法では、家庭などで一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、その減量と資源の有効利用の確保を図るため、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者のリサイクル義務を規定している。また、平成 18 年 6 月に成立した一部改正法により、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置（定期報告制度等）が講じられた。

(参考) 経済産業省における容器包装リサイクル法関係の予算 140 百万円の内数
(平成 29 年度政府予算額)

2. 3 R の普及啓発

毎年 10 月を「3 R 推進月間」と位置づけて普及・広報活動を行っている。

※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省、消費者庁の 8 省庁で実施。

河川管理者の取組み

1. 河川管理

- ・ 河川管理上必要な流木・ごみの回収
- ・ 河川巡視、監視カメラや不法投棄防止の看板設置



2. 連携体制の強化

- ・ 全ての一級河川に設置されている「水質汚濁防止連絡協議会()」等を活用し、不法投棄発見時の連絡体制を確認
- ・ 関係機関による合同パトロールを実施

()河川管理者、自治体、利水者等から構成される



河川管理者の取組み

3. 普及・啓発の推進

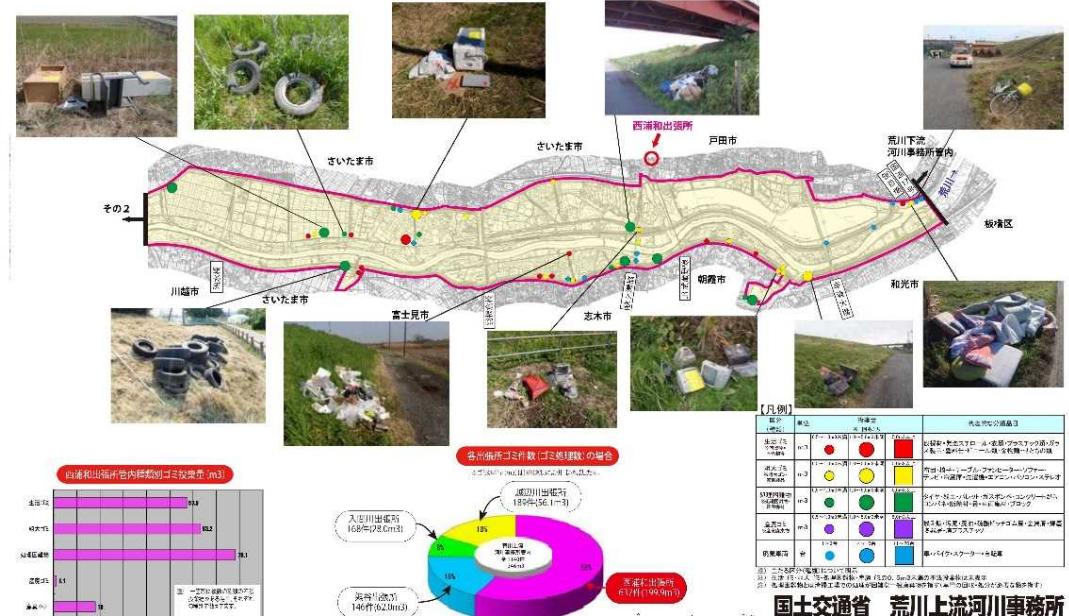
- 不法投棄の防止に向けた啓発活動を推進
 - ごみマップの作成
 - 住民と連携した清掃活動、河川ごみ調査
 - 職員による学校への出前講座 等



荒川上流ゴミマップ 【西浦和出張所管内その1】

“不法投棄は犯罪”みなさんはどう考えますか?

河川巡視員が確認したゴミ投棄件数
平成27年(4月～翌年3月)637件



海洋環境整備事業～閉鎖性海域における浮遊ごみや油の回収～

海洋環境整備船の概要

- 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に漂流する流木等のごみや船舶等から流出した油の回収を行っており、現在、これらの海域に海洋環境整備船を配備しています。

海洋環境整備船の配備



浮流油の回収

放水による浮流油の拡散



放水拡散するDr海洋、クリーンはりま

吸着マットによる油回収



吸着マットにより油を吸着

漂流ごみの回収

回収装置による回収



潮目に集積する漂流ごみ

多関節クレーンによる回収



漂流する流木の回収

漂流・漂着物に関する取組（気象庁）

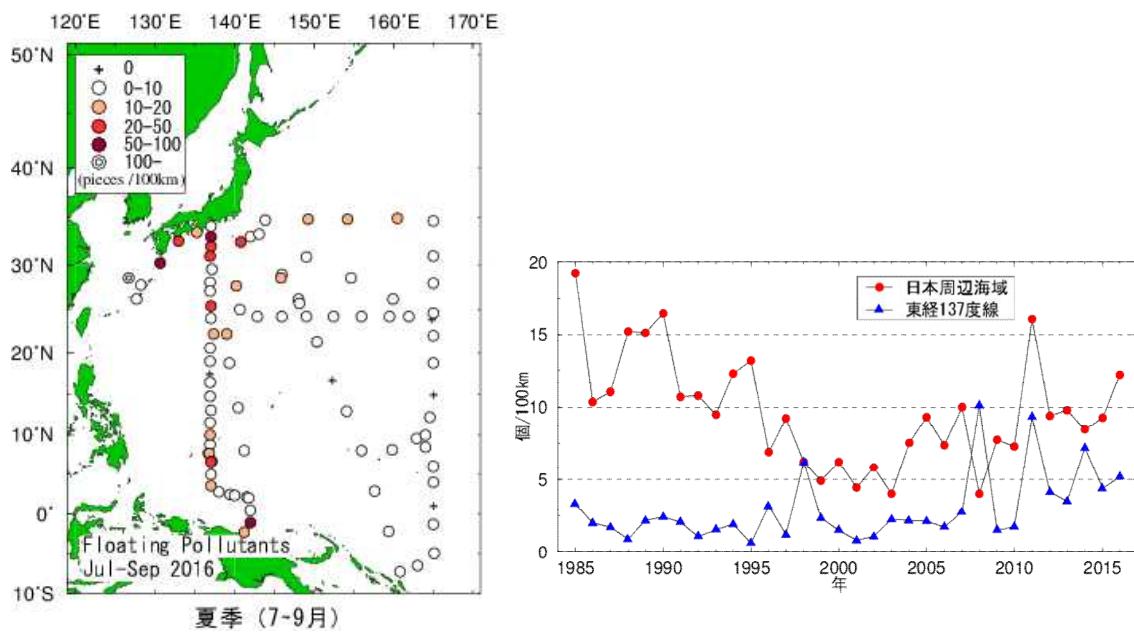
日本周辺海域及び北西太平洋の浮遊プラスチック類の監視

1. 取組の概要

- ・ 日本周辺海域及び北西太平洋の定まった航路上（観測定線）で海洋気象観測船によって、昭和52年（1977年）から、浮遊プラスチック等の海上漂流物の目視観測を実施。
- ・ 観測した浮遊プラスチック等の海上漂流物の分布、種類、浮遊数の経年変化などを、気象庁のホームページなどで公表。

2. 平成29年度の予定

- ・ 平成29年度は、季節ごとに日本周辺及び北西太平洋の観測定線で、浮遊プラスチック等の海上漂流物を目視観測する予定。
- ・ この観測は、海洋汚染防止のため、「海洋バックグラウンド汚染観測」業務の一環として実施。



気象庁ホームページ掲載例

平成29年6月
海上保安庁

海上保安庁の平成29年度漂流・漂着物施策

1. 一般市民への海洋保全思想の普及を目的とした啓発活動等

(1) 漂着ゴミ分類調査

一般市民による海岸清掃等に参加し、漂着ゴミ分類調査へ協力

※平成28年は、全国67か所、8,133名の一般市民に対し実施（「海洋環境保全推進月間」（平成28年6月）の実績は、全国37ヶ所、4,415名）

(2) 海洋環境教室の実施

漂着ゴミ分類調査の結果等に基づき、漂流・漂着物の現状を一般市民に広く周知、海洋保全の必要性を呼び掛ける啓発活動を実施

2. 大規模漂着状況の原因調査

同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して漂着状況を調査し、排出源、排出原因の特定など、事件・事故の両面から調査を実施するとともに、関係自治体への情報提供、地域住民への注意喚起等を実施



1111

海岸漂着物等地域対策推進事業

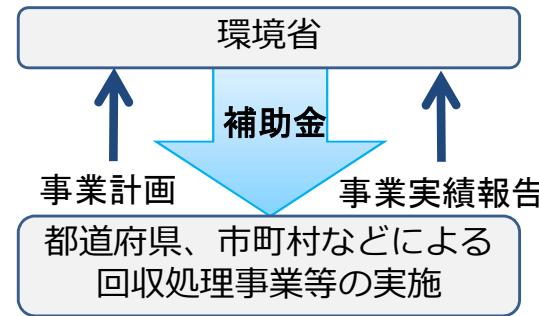
平成29年度予算額 400百万円(400百万円)
(平成28年度補正予算 2,700百万円)

背景・目的

日本の海岸には毎年、多くのごみが漂着している。海洋ごみは、国内外を問わず様々な地域由来のものが混在しており、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあることから、国が補助金による支援を実施し海洋ごみ対策を進める必要がある。

事業スキーム

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は都道府県を通じた間接補助事業となる。



事業概要

海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

(補助率)

地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1／2

回収・処理事業、発生抑制対策事業 ・・・補助率 9／10～7／10

(予算実績) 平成28年度予算額 4億円 平成27年度補正予算額 26億円

事業目的・概要等

期待される効果

全国における海洋ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来に亘って海洋の優れた景観を維持・保全することにより、地域社会や漁業・観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しく豊かな海の実現に努める。

イメージ

漂流・漂着ごみの及ぼす様々な影響

海洋環境 沿岸居住環境 船舶航行 観光・漁業



海洋ごみの回収処理事業等の推進



重機やボランティアによる海洋ごみの回収処理活動

**全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、
海洋環境の保全等を図る。**



12漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費 (うち、漂着ごみ対策総合検討事業、漂流・海底ごみ対策総合検討事業)

平成29年度予算額
126百万円（79百万円）
うち95百万円（79百万円）

事業目的・概要等

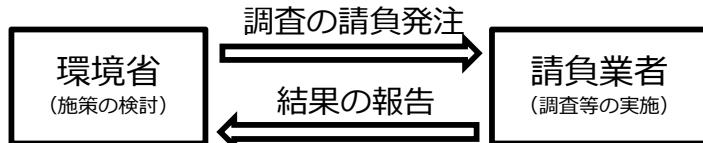
背景・目的

- 海洋プラスチックごみの主要排出源である東アジア等（東南アジア含む）の海洋ごみ対策は、世界における喫緊の課題。
- このため、本年5月のG7富山環境大臣会合において、関係国等へのアウトリーチの重要性について合意。
- 我が国にとっても、東アジア等各国は、海流の上流域に当たることから、我が国近海の海洋ごみ削減のためには、東アジア等各國における海洋ごみ対策の促進が必須。
- 東アジア等各国における海洋ごみ削減のためには、これらの国から排出された海洋ごみの実態把握が急務。

事業概要

- 漂流・漂着・海底沈降に係る一連のプロセスを把握するため、マイクロプラスチックを含む漂流・海底ごみの量・分布等の実態を把握するとともに、マイクロプラスチックに含まれる有害物質の抽出等を実施する。
- H29年度からは、調査海域を拡大し、本州・九州等の近海に加え、我が国南方海域における東アジア等由来の海洋ごみの実態把握を進める。

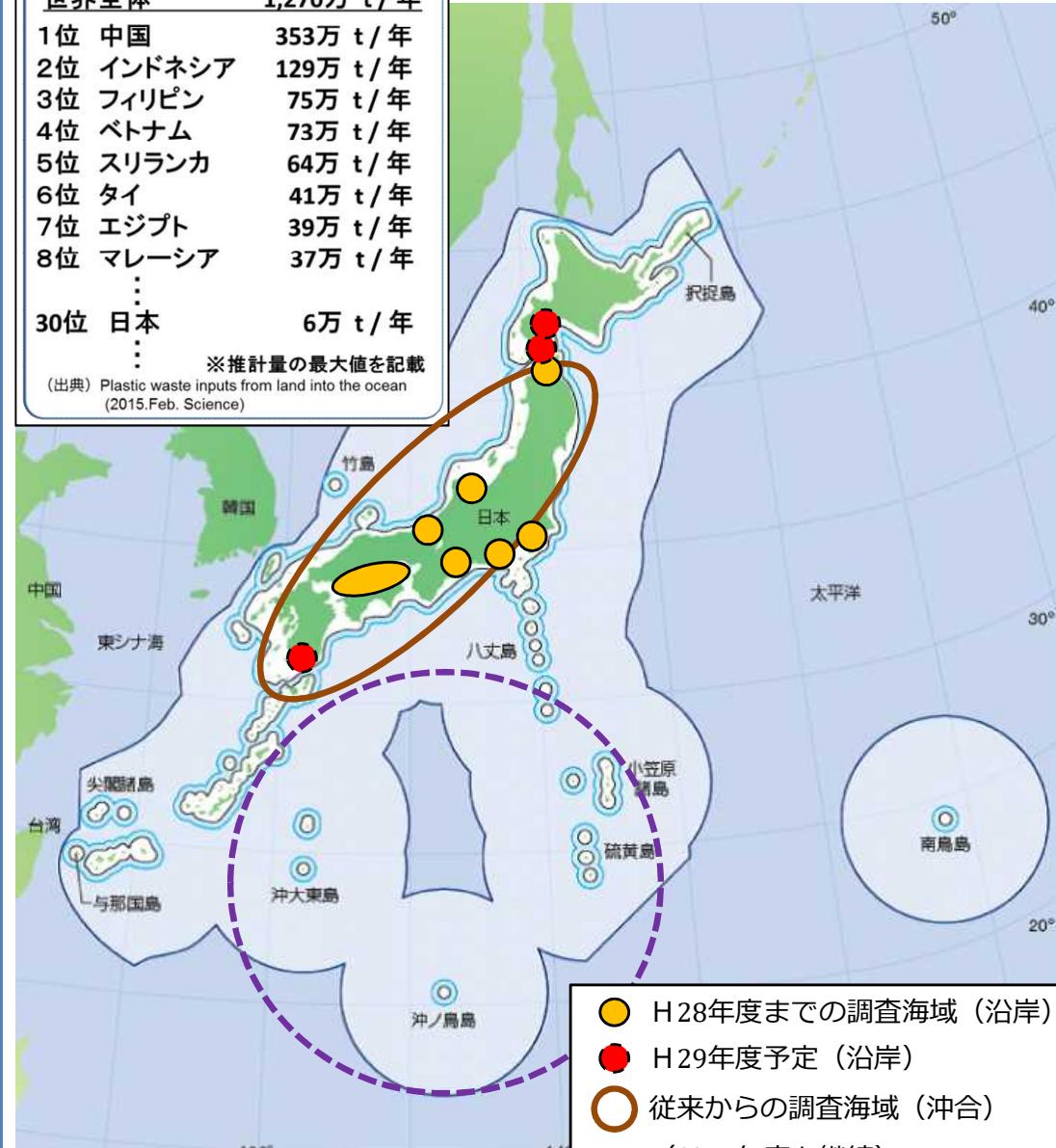
事業スキーム



期待される効果

- 主要排出国である東アジア等由来の海洋ごみの実態把握により、当該国における海洋ごみ対策を促進する。
- これにより、我が国近海の海洋ごみを削減するとともに、世界的な海洋ごみ排出量の削減を図る。

イメージ





1313 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費 (うち、海洋ごみ国際戦略総合検討事業)

平成29年度予算額
126百万円（79百万円）
うち32百万円（新規）

背景・目的

- 主要排出源である東アジア等（東南アジア含む）における海洋ごみ対策は、我が国のみならず世界にとって喫緊の課題。
- マイクロプラスチックについては、実態把握が急務であるとともに、実態把握には、モニタリング手法の標準化・調和が必要。
- 2016年5月のG7富山環境大臣会合において、関係国等へのアウトリーチやモニタリング手法の標準化・調和に向けた取組が優先的な施策とされた。
- 海洋ごみについては、国際的に非常に多種多様な取組が実施されているところ。これらの国際動向を適時・的確に調査し、我が国の実情・施策を踏まえて整理することにより、以下の取組を実施する。
 - グッドプラクティスを積極的に導入し、我が国における効果的・効率的な海洋ごみ対策を促進する。
 - 我が国の海洋ごみに係る国際協力施策の戦略的な実施により、各国・国際機関等と連携し、主要排出国等への効果的なアウトリーチを行う。

事業概要

- ①海洋ごみに係る戦略的国際展開のあり方を検討する。
- ②東アジア等における海洋ごみ調査に係る人材を育成する。
- ③モニタリング手法の調和に向けた国際連携を実施する。

事業スキーム

調査の請負発注

環境省
(施策の検討)

請負業者
(調査等の実施)

結果の報告

期待される効果

これらの取組を総合的に推進することにより、海洋ごみ、とりわけマイクロプラスチックの削減を図り、海洋環境保全に資するとともに、国際協力により、我が国のプレゼンス強化に資する。

イメージ

実施結果の
フィードバック

○海洋ごみに係る戦略的国際展開のあり方検討業務

- ・海洋ごみに係る国際動向を収集
- ・グッドプラクティスの我が国への導入の検討
- ・我が国の海洋ごみに係る国際協力戦略の検討

方針策定

実施結果の
フィードバック

○東アジア等における海洋ごみ調査に係る人材育成業務

- ・中韓露+東アジア等各国に対する人材育成強化のための招へい研究プログラムの推進

- ・中韓露等の我が国周辺国における海洋ごみ対策の充実・強化
- ・東アジア等における海洋ごみ調査等の促進

○モニタリング手法の調和に向けた国際連携業務

- ・世界各国（G7各国、東アジア等各国、中・韓・露等）から研究者を招へいし、国際ワークショップを開催
- ・とりまとめ結果に関する国際シンポジウムの開催

- ・調査の現状・進捗及び今後の見通しの共有
- ・最適なモニタリング手法のあり方について意見交換
- ・国際会議等を通じた幅広い情報発信

世界的な海洋ごみ実態把握及び対策の促進

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 <input type="checkbox"/> 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 <input type="checkbox"/> 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 <input type="checkbox"/> 仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る) <input type="checkbox"/> 国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分	 <input type="checkbox"/> 海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)の収集、運搬及び処分
補助先	市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上 <input type="checkbox"/> 降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの <input type="checkbox"/> 暴風：最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの <input type="checkbox"/> 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等	
補助率	1/2	
財務局立会	あり	なし
査定方法	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。	
	<input type="checkbox"/> 原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 <input type="checkbox"/> 漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。	



15循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）

平成29年度予算 26,500百万円（28,000百万円）
 (平成28年度第2次補正予算 44,990百万円)

事業目的・概要等

イメージ

背景・目的

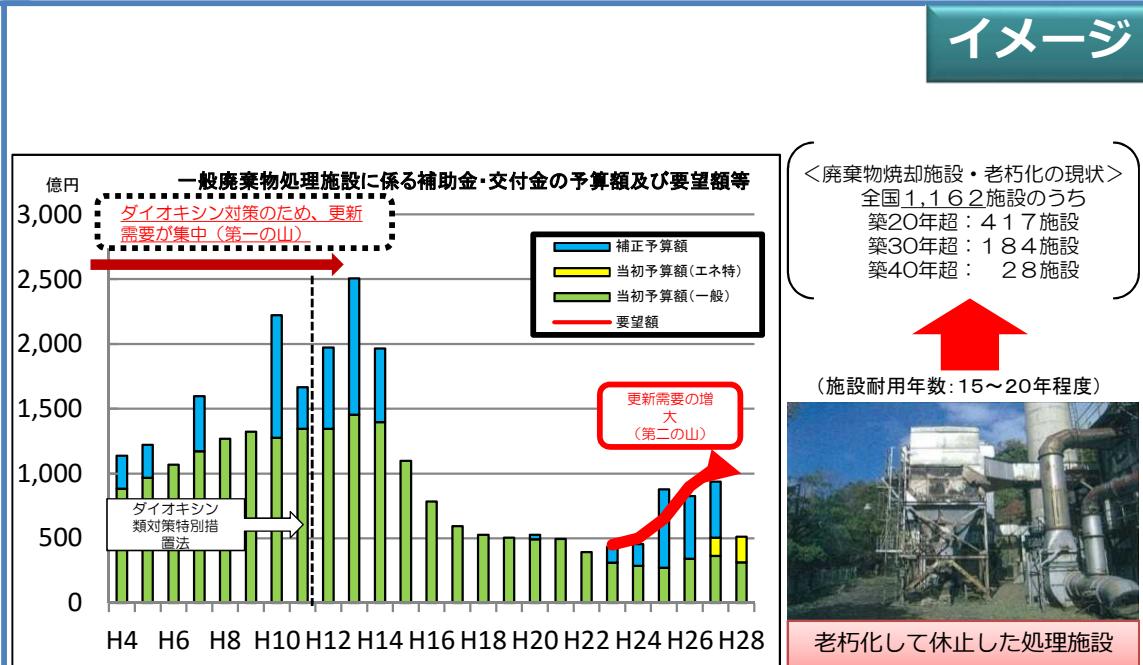
- 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。
- 平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した廃棄物処理施設の老朽化によるごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避するため、新たな更新需要も踏まえ、循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある。
- また、ごみ焼却施設において廃熱利用は一部にとどまっていることから、ごみ焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、自立・分散型のエネルギー拠点としての役割が期待できる。

事業概要

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 高効率なエネルギー回収を行う施設の整備だけでなく、更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。

期待される効果

- 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。
- 廃棄物をエネルギー源として有効利用することで、災害時を含めた地域における自立・分散型エネルギーの拠点施設を構築。



＜廃棄物焼却施設・老朽化の現状＞
 全国1,162施設のうち
 築20年超：417施設
 築30年超：184施設
 築40年超： 28施設

(施設耐用年数：15～20年程度)



老朽化して休止した処理施設

事業スキーム



【交付先】

市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区含む）

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

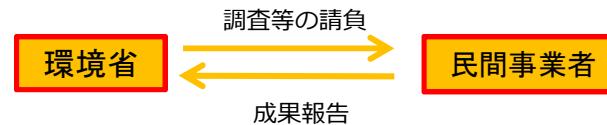
交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。



背景・目的

- 開発途上国は急激な経済成長の途上にあり、環境汚染の懸念
- 廃棄物を含む循環資源の不適正な越境移動や途上国の一一部における不適正なりサイクルも横行
- 我が国は時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、環境保全及び循環資源において先進的な技術・システムを有する
- 本事業により、途上国の求める廃棄物処理・リサイクルの実施を効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、我が国の経済を活性化し、経済全体のパイの拡大・雇用の創出にもつなげる

事業スキーム

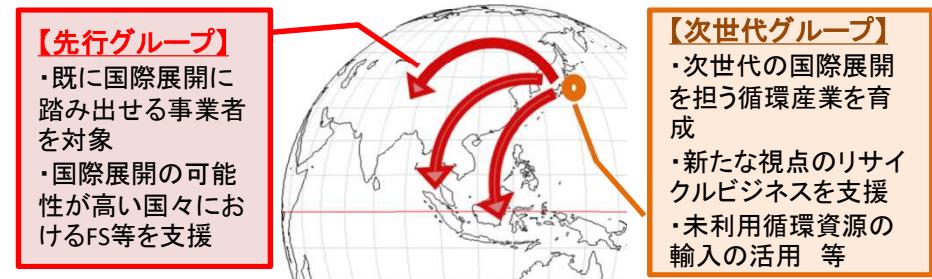


期待される効果

- 適正な廃棄物処理・リサイクルシステムをアジアを中心とした国々に普及→世界規模での環境負荷低減に貢献
- 循環産業の活発な国際展開→我が国経済の活性化

事業概要

- 政府、自治体、事業者等が相互に連携しながら、制度の導入支援とともに、廃棄物処理・リサイクルシステムとしてパッケージ化を図った国際展開を推進
- 二国間協力や多国間協力と有機的に結びつけることにより、戦略的に支援
- 国内において、既存の枠組みにとらわれない新たな視点のリサイクルビジネスを支援するとともに、日系企業の国際進出に連動する国内循環産業の育成を支援



我が国循環産業海外展開 事業化促進事業

208百万円
(223百万円)

- (1)環境負荷低減効果の大きい国に対する先行グループの国際展開促進
重点国だけでなく、我が国の強みを特定した上で重点事業を明確にして
フィジビリティスタディを実施
- ①具体的な海外事業展開や国際資源循環を想定したフィジビリティ調査支援。さらに、さらなる自治体間協力支援、次期フェーズに向けた重点国・分野の特定のための予備調査を実施
 - ②現地での協力枠組み構築のための関係者合同WS
 - ③我が国循環産業の理解促進のための現地関係者への訪日研修
- (2)「地球規模の資源循環に向けた国際戦略」の策定、過年度の海外展開の経験に基づく課題の洗い出し、今後の対応方策の検討

次世代の海外展開を担う 循環産業の育成

69百万円
(104百万円)

- 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が海外展開していくよう、ビジネスモデルの確立を支援
- (1)全国・海外展開に向けた実証事業の課題整理及び支援策の検討
 - (2)モデル的・産業・地域共生(エコタウン)支援事業
 - (3)高度リサイクル技術・スキーム運用のトライアル実証事業

浄化槽グローバル支援事業費

15百万円
(16百万円)

- (1)循環産業の国際展開に資する情報収集・発信
- (2)国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
- (3)現地セミナー、展示会の開催
- (4)廃棄物収集及び廃棄物由来固形燃料の国際標準化への積極対応

我が国循環産業海外展開支援 基盤整備事業

68百万円
(47百万円)

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省、国土交通省）

○目的：洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

○採択基準：

- (1) 海岸保全区域内に漂着したもの
- (2) 堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの
- (3) 漂着量が1,000m³以上のもの

※本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m³以上であれば、補助対象となる。ただし、1事業主体の補助対象となる事業費は、200万円以上とする。

○事業実施主体：

海岸管理者（都道府県、市町村）

○補助率：1／2

○災害関連事業として実施

